

審査請求関係規定比較表

項 目	現 行 条 例	改 正 法 行 政 不 服 審 査 法	(参考) 情報公開・個人情報 保 護 審 査 会 設 置 法
審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	第48条の2	第106条	
審議会への諮問等	第49条	第105条、行審法第44条	
諮問をした旨の通知	第50条	第105条	
第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	第51条	第107条	
設置等	第56条		第2条
組織及び委員	第57条		第3条、第4条
会長	第58条		第5条
会議	第59条		(施行令第1条)
審査請求部会	第60条		第6条、第14条
その他の部会	第61条		
委任	第62条		第17条
部会の調査権限	第63条	行審法第74条	第9条
意見の陳述	第64条	行審法第75条	第10条
意見書等の提出	第65条	行審法第76条	第11条、第13条
委員による調査手続	第66条	行審法第77条	第12条
提出意見書等の閲覧等	第67条	行審法第78条	第13条
答申書の写しの送付等	第68条	行審法第79条	第16条
個人情報保護審議会の委員に対する罰則	第78条		第18条